

「HOKKAIDO LOVE! 冬トクふりーぱす」(令和4年度)利用約款

2022 年度	2022 年度
「HOKKAIDO LOVE! 冬トクふりーぱす」利用約款	「HOKKAIDO LOVE! 冬トクふりーぱす」利用約款
<p style="text-align: center;">令和4年11月8日制定 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>	<p style="text-align: center;">令和4年11月8日制定 令和5年3月1日改定 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>
第1条～第7条 省略	第1条～第7条 省略
<p>(請求等)</p> <p>第8条 当社は、登録した利用期間における周遊エリア内での最初の通行において、別表②に定める販売価格を、本商品の料金として課金します。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。</p> <p>2 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金(通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の料金。以下同じ)が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。</p> <p>3 ETC 利用照会サービス(登録型)又は ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。</p> <p>4 クレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局が発行する請求書には、利用期間中の走行明細は記載されません。</p>	<p>(請求等)</p> <p>第8条 当社は、登録した利用期間における周遊エリア内での最初の通行において、別表②に定める販売価格を、本商品の料金として課金します。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。</p> <p>2 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金(通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の料金。以下同じ)が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。</p> <p>3 ETC 利用照会サービス(登録型)又は ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。</p> <p>4 クレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うために六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、利用期間中の走行明細は記載されません。</p>
第9条～第10条 省略	第9条～第10条 省略

「HOKKAIDO LOVE! 冬トクふりーぱす」(令和4年度)利用約款

<p>(ETC パーソナルカードの利用停止)</p> <p>第 11 条 ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下、「未払債務の合計額」といいます。)が、預託いただいたデポジットの 80%相当額(以下、「ご利用可能額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。</p> <p>【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】</p> <p>本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。</p> <p>詳しくはこちら</p>	<p>(ETC パーソナルカードの利用停止)</p> <p>第 11 条 ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下、「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。</p> <p>【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】</p> <p>本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。</p> <p>詳しくはこちら</p>
<p>第 12 条～第 17 条 省略</p>	<p>第 12 条～第 17 条 省略</p>
<p>《附 則》</p> <p>本約款は、令和 4 年 11 月 18 日(金)から令和 5 年 4 月 3 日(月)の間の利用に関し適用します。</p>	<p>《附 則》</p> <p>この約款は、令和 5 年 3 月 1 日(水)から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。</p>
<p>別表①～別表② 省略</p>	<p>別表①～別表② 省略</p>